四　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関する事務に関すること。	四　業務委託の相手方である事業者（個人であって、従業員を使用しないもの又は法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないものに限る。）に係る取引の適正化に関する事務に関すること。
［五～七　略］	［五～七　同上］
2　［略］	2　［同上］
（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官）	（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官）
第五条　地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課は、命を受けて、事件の審査、課徴金の納付命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第四号及び第六号並びに前条第一項の事務を行うことができる。	**第五条**　地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課は、命を受けて、事件の審査、課徴金の納付命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第六号及び前条第一項の事務を行うことができる。
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。